

実施日 令和 年 月 日

対象事業所 事業種別 (ユニット型) 介護老人福祉施設
事業所名指導員氏名 :
:
:

この指摘事項票は介護老人福祉施設が遵守すべき主な項目を記載したものです。

指摘事項欄にチェックをつけた項目は、指導の結果、基準を満たしていない事項です。事業所として改善を図ってください。

また、本日の指導の結果につきまして、後日文書により結果通知を送付致します。結果通知により指摘された事項については、文書による改善の結果報告が必要となります。

1 個別サービスの質に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(1) 設備（指定条例第5条及び第44条）			
	① 指定申請時（更新時含む）又は直近の変更届の平面図に合致しているか		
	② 使用目的に沿って使われているか		
	〔その他指導項目等〕		
(2) 内容及び手続の説明及び同意（指定条例第12条及び第52条（準用））			
	① 入所（入居）申込者又はその家族への説明を行っているか		
	② 入所（入居）申込者又はその家族へ同意を得ているか		
	③ 重要事項説明書の内容に不備等はないか		
	〔その他指導項目等〕		
(3) 入退所（指定条例第11条及び第52条（準用））			
	① サービスを受ける必要が高いと認められる入所（入居）申込者を優先的に入所させているか		
	② 入所（入居）者の心身の状況、生活歴、病歴等		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
	の把握に努めているか		
	③ 入所（入居）者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種（生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等）で定期的に協議・検討しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(4) サービスの提供の記録（指定条例第17条及び第52条（準用））			
	① 提供した具体的なサービスの内容等（サービスの提供日、提供したサービスの内容、入所（入居）者の心身の状況、その他必要な事項）を記録しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(5) 指定介護福祉施設サービスの取扱方針（指定条例第20条及び第47条）			
	① 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか		
	② 身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているか		
	③ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか		
	④ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか		
	⑤ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか		
	⑥ 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行っているか		
	〔その他指導項目等〕		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(6) 施設サービス計画の作成（指定条例第8条及び第52条（準用））			
	① 入所（入居）者の有する能力、その置かれている環境等を踏まえているか		
	② アセスメントのため、入所（入居）者及びその家族に面接しているか		
	③ サービス担当者会議等により専門的意見を聴取しているか		
	④ 入所（入居）者又はその家族への説明を行い、文書により入所（入居）者の同意を得て、交付しているか		
	⑤ 定期的にモニタリングを行い、結果を記録しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(7) 介護（指定条例第21条及び第48条）			
	① 入浴回数は適切か、褥瘡予防体制は整備されているか		
	〔その他指導項目等〕		
(8) 栄養管理（指定条例第25条の2及び第52条（準用））			
	① 各入所（入居）者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。		
	〔その他指導項目等〕		
(9) 口腔衛生の管理（指定条例第25条の3及び第52条（準用））			
	① 各入所（入居）者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。		
	〔その他指導項目等〕		

2 個別サービスの質を確保するための体制に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(1) 従業者の員数（指定条例第4条）			
	① 入所（入居）者に対し、従業者の員数は適切であるか		
	② 必要な専門職が配置されているか		
	③ 必要な資格を有しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(2) 受給資格等の確認（指定条例第15条及び第52条（準用））			
	① 被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(3) 利用料等の受領（指定条例第18条及び第52条（準用））			
	① 入所（入居）者からの費用徴収は適切に行われているか		
	② 領収書を発行しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(4) 入所者の入院期間中の取扱い（指定条例第27条及び第52条（準用））			
	① 概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときに適切な便宜を供与しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(5) 緊急時等の対応（指定条例第27条の2及び第52条（準用））			
	① 配置医師との連携方法その他の緊急時における対応方法が定められているか		
	② 当該対応方法は年1回以上見直されているか		
	〔その他指導項目等〕		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(6) 管理者による管理（指定条例第6条及び第52条（準用））			
	① 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か		
	〔その他指導項目等〕		
(7) 運営規程（指定条例第9条及び第45条）			
	① 運営における以下の重要事項について定めているか 1. 施設の目的及び運営の方針 2. 従業者の職種、員数及び職務内容 3. 入所定員 4. 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料、その他の費用の額 5. 施設の利用に当たっての留意事項 6. 緊急時等における対応方法 7. 非常災害対策 8. 虐待の防止のための措置に関する事項 9. その他施設の運営に関する重要事項（ユニット型） 1. 施設の目的及び運営の方針 2. 従業者の職種、員数及び職務の内容 3. 入居定員 4. ユニットの数及びユニットごとの入居定員 5. 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 6. 施設の利用に当たっての留意事項 7. 緊急時等における対応方法 8. 非常災害対策 9. 虐待の防止のための措置に関する事項 10. その他施設の運営に関する重要事項		
	〔その他指導項目等〕		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(8) 勤務体制の確保等（指定条例第10条及び第46条）			
	① サービス提供は施設の従業員によって行われているか		
	② 入所（入居）者の処遇に直接影響する業務を委託していないか		
	③ 資質向上のために研修の機会を確保しているか		
	④ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか		
	⑤ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか		
	〔その他指導項目等〕		
(9) 業務継続計画の策定等（指定条例第10条の2及び第52条（準用））			
	① 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。		
	② 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的実施しているか		
	③ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか		
	〔その他指導項目等〕		
(10) 定員の遵守（指定条例第29条及び第51条）			
	① 入所定員（又はユニット毎の入居定員）を上回っていないか		
	〔その他指導項目等〕		
(11) 非常災害対策（指定条例第39条及び第52条（準用））			
	① 非常災害(火災、風水害、地震等)対応に対する具体的計画があるか		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
	② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか		
	③ 避難・救出等の訓練を定期的に行っているか		
	〔その他指導項目等〕		
(1 2) 衛生管理等（指定条例第 3 0 条及び第 5 2 条（準用）ss）			
	① 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し（おおむね 3 月に 1 回以上）、その結果の周知をしているか		
	② 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針の整備をしているか		
	③ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための研修及び訓練を定期実施しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(1 3) 秘密保持等（指定条例第 3 3 条及び第 5 2 条（準用））			
	① 個人情報の利用に当たり、入所（入居）者から同意を得ているか		
	② 退職者を含む、従業員が入所（入居）者の秘密を保持することを誓約しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(1 4) 広告（指定条例第 3 4 条及び第 5 2 条（準用））			
	① 広告は虚偽又は誇大となっていないか		
	〔その他指導項目等〕		
(1 5) 苦情処理（指定条例第 3 6 条及び第 5 2 条（準用））			
	① 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか		
	② 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
	〔その他指導項目等〕		
(16) 事故発生の防止及び発生時の対応（指定条例第38条及び第52条（準用））			
	① 事故発生の防止のための指針を整備しているか		
	② 区市町村、入所（利用）者家族等に連絡しているか		
	③ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか		
	④ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか		
	⑤ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか		
	⑥ 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(17) 虐待の防止（指定条例第38条の2及び第52条（準用））			
	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催し、その結果を介護職員その他の従業者に周知し ているか		
	② 虐待の防止のための指針を整備しているか		
	③ 虐待の防止のための研修を定期実施しているか		
	④ 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置し ているか		
	〔その他指導項目等〕		
(18) 介護現場の生産性の向上（指定条例第38条の3及び第52条（準用））			
	①★ 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び 職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 を定期的を開催しているか		★令和9年3月31日までは 努力義務ですが、なるべく早く 取り組んでください。
	〔その他指導項目等〕		

3 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(1) 報酬請求			
	① 各種加算等について、算定要件を満たしているか		
	〔その他指導項目等〕		